

この腰を見越した地主は六月十八日更に三十町歩にわたって江入禁止假処  
分をさせた。

### 三、争訟の解決

事態收拾すべからざる状態になつたが高木小作官の盡力によつて六月二十九  
日に解決した。

#### 解決條項

一、立禁田の昭和八年度稻作は昭和去 地会社(高地主助会)が規定の供託金  
を供託して耕作する

二、土地会社は元小作人を元の労賃にて雇用する事

田打	一反につき	三円
田植	〃	二円
除草	〃	四円
水引	〃	一円五十割
稻刈	〃	二円
稻コキ	〃	二円五十割
稲糶	〃	一円五十割
油引	〃	二円

三、肥料  
管理費は地主側の負担とす

この解決條項に対して吉田支部 財部支部の青年分子は真向反対の火蓋を切  
り地主への戦いを自主的に進めた。六月三十日夜官憲は最も強硬だつた吉田  
支部青年分子を総検束した。  
かくて青年部の運動が封じられ吉田支部では一季分の小作料を供託して耕作  
を始めた。

### 四、結語

今般の小作争訟に就いて小作人側は惨敗した。全農総本部の代表の「白高の同  
志は何故敗れたか？」を記載して結語に代えた。

★白高の同志は何故敗れたか？

1 われ等の斗争は無産階級が政治的に経済的に完全に解放されるまで続く。一  
の小作争訟はそれへの謂はば一里塚だ。それ故勝利にせよ惨敗にせよその結  
果が次の斗争題目をなへる。白高の場合では特にそうだ。昨年五月の解決の  
時 取敢の小作料と和解に依る昭和四五年度の小作料の納入は如何やるのか  
そのためには如何しなればなりぬかの対策を立てるべきであつた。この  
ことは解決そのもの隣向から諸君に課せられた重大な斗争題目として残つて  
た。諸君や縣会の幹部が謂ひが如く和解決項履行期間内の小作料は昭和十年  
後下といひのも一つの解決の目標であり諸君の要求であつた。しかしその大